

## GREEN×EXPO 2027 入場チケット購入・使用規約

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」といいます。）は、2027年国際園芸博覧会の入場チケット（以下「チケット」といいます。）の購入および使用に関する規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めます。博覧会への来場をご検討いただいているお客様（以下「お客様」といいます。）は、チケットを購入される前に本規約をよくお読みください。お客様がチケットを購入または使用される場合には、お客様は、本規約の内容を理解し、本規約に同意したものとみなします。

### 第1条（定義）

本規約で使用される各用語の定義は、本規約で別に定める場合を除いて、次のとおりとします。

- (1) 「博覧会」とは、2027年3月19日から2027年9月26日までの期間に開催予定の2027年国際園芸博覧会をいい、略称を「GREEN×EXPO 2027」とします。
- (2) 「博覧会会場」とは、チケットを提示しなければ入場できない、博覧会が行われる全ての区域をいいます。
- (3) 「GREEN×EXPO 2027 入場チケット制度」とは、チケットの種類、条件、価格、来場者区分その他の事項について定めたものをいいます。GREEN×EXPO 2027 入場チケット制度は、協会のウェブサイトに掲載しています。
- (4) 「チケット」とは、協会が発行し、本規約を遵守することを条件に博覧会会場への入場を許可する入場券をいいます。
- (5) 「無料チケット」とは、チケットのうち無料で入場を許可する入場券をいいます。協会が無料チケットの利用資格があると判断するお客様が対象となります。
- (6) 「来場者区分」とは、協会がチケット毎に設定する大人、中人、小人の区分、および、学校団体においては高校生、中学生、小学生、園児の区分をいいます。各区分の詳細は、GREEN×EXPO 2027 入場チケット制度に記載しています。
- (7) 「協会公認販売チャネル」とは、チケットの購入が可能な全ての販売経路を意味し、協会による公式チケットサイト、協会による直接販売、販売事業者を含みます。
- (8) 「公式チケットサイト」とは、チケットに関する情報を提供し、チケットの購入・予約機会を提供する GREEN×EXPO 2027 公式チケットサイト (<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp>) をいいます。
- (9) 「販売事業者」とは、協会と販売契約（委託販売業務契約、チケット売買取引基本契約、デポジット方式によるチケット売買取引基本契約）を結んだ、チケットを販売することを認められている事業者をいいます。販売事業者のリストは、協会のウェブサイトに掲載しています。
- (10) 「アカウント」とは、お客様が公式チケットサイト上で作成するユーザーアカウントをいいます。
- (11) 「チケットID」とは、利用されるチケットを識別するためにチケット毎に付与される符号をいいます。
- (12) 「身分証明書」とは、パスポート、マイナンバーカードまたは公的機関・所属機関が発行した社員証や生徒手帳といった有効期間内の氏名、発行機関名称を記載したもの（顔写真入りのものに限る）で、その所有者が特定の人物であることを証明できるものをいいます。

### 第2条（一般取引条件および規則）

1. 全てのチケットは、本規約に従って発行されます。
2. お客様がチケットを取得以降は、本規約が適用されます。
3. 協会は、チケットID引き渡し後のチケット代金の払い戻しを一切行いません。
4. 協会は、お客様の博覧会会場への入場に際して、チケットIDの提示を求めます。お客様は、お客様の所持するデバイスによる提示またはこれをプリントアウトした紙、または紙チケットによりIDを提示する必要があります。無料チケットの対象となるお客様も、無料チケットとして付与されたチケットIDを提示しない限り、博覧会会場に入場できません。チケットIDを提示でき

ないために入場できなかった場合、協会は、チケット代金の払い戻しまたは損害賠償を行いません。ただし、協会に故意または重過失がある場合は払戻しを行うことがあります。

5. 協会は、お客様が博覧会会場に滞在している間、いつでもチケット ID の提示を求めることができます。お客様は、博覧会会場内ではいつでもチケット ID を提示できるようにしてください。
6. お客様が未成年者である場合、その親権者または保護者は、未成年者の行為および本規約の遵守について責任を負うものとします。未成年者が保護者の同意または同伴なく博覧会会場に入場されているときも同様です。
7. 協会は、本規約をいつでも改正する権利を有し、当該改正は、協会のウェブサイトに掲載された日から有効となります。お客様は、改正後の本規約に同意したものとみなされますので、定期的に本規約を確認してください。

### 第3条（チケットの種類）

1. チケットの種類に応じて、博覧会会場への入場回数、チケットの使用可能日、個人識別要件など身分証明書の提示を求める制約または条件が異なります。詳細は GREEN×EXPO 2027 入場チケット制度をご覧ください。
2. 購入後は、チケットの種類の変更はできません。
3. 協会は、公式チケットサイトにおいてあらかじめ告知することにより、チケットの種類、条件、価格、来場者区分その他 GREEN×EXPO 2027 入場チケット制度に定める事項を随時変更する場合があります。

### 第4条（チケット価格）

1. GREEN×EXPO 2027 入場チケット制度に記載のチケットの価格は、協会が日本円で定めています。チケットの価格は税込で表示しています。
2. 博覧会会場内での付加サービスの利用等については、別途料金が必要となる場合があります。

### 第5条（チケットの購入、譲渡および転売制限等）

1. 協会は、協会公認販売チャネルを通じてチケットを提供します。チケットは、本条4項による譲渡に該当する場合または協会から直接チケットを購入した企業等から提供されるチケットの場合を除き、協会公認販売チャネルから購入したもののみを有効とします。お客様が購入される場合は、協会公認販売チャネルからチケットを購入してください。
2. 協会は、お客様が1回または複数回の取引で大量のチケットを購入することを制限することができます。
3. お客様は、不特定または特定多数の人々に対して、チケットを譲渡（転売、贈与を含む。以下本条において同じ。）することはできません。
4. お客様は、家庭内または友人、同僚等個人の関係その他これに準ずる限られた範囲内においてのみ、チケットを譲渡することができます。ただし、以下の条件を全て満たすことが必要です。
  - (1) 譲渡価格が取得価格以下であること。
  - (2) 譲渡を受けるお客様が、チケットに記載されている来場者区分に該当すること。
5. チケットの不正購入を防止するために、協会は、お客様によるチケット購入時または入場時に氏名などの個人情報等の提供を求めることがあります。協会は、お客様が個人情報の提供を拒否した場合、提供された情報に疑義が生じた場合、その他協会が不適当と判断した場合は、チケットの販売または入場を拒否することができます。
6. 未成年者がチケットを購入する場合には、親権者、後見人等の法定代理人の同意が必要です。協会は、法定代理人の同意のない未成年者からのチケットの購入申込みを拒否することができます。
7. チケットは、協会の書面による事前承認がない限り、広告、販売促進、景品、宣伝、オークション、資金調達、またはマーケティングの目的に使用することはできません。

8. お客様が第4項に規定する範囲、条件に違反してチケットを第三者に譲渡する場合、第4項に違反して他のお客様にチケットを使用させる場合または前項に違反してチケットを使用する場合には、協会は、当該チケットに付与されているチケットIDを無効とすることができます。
9. 前項のほか、お客様が本規約に規定する条項に違反して不正にチケットを取得された場合には、協会は、当該チケットに付与されているチケットIDを無効とすることができます。
10. チケットIDが無効化された場合、お客様は、博覧会会場への入場を許可されず、入場後に違反が判明した場合は、博覧会会場からの退場を求められます。
11. 協会は、第5項により入場を拒否した場合、並びに、第8項および第9項によりチケットIDが無効化した場合、チケット代金の払戻しは行いません。ただし、協会に故意または重過失がある場合は払戻しを行うことがあります。

## **第6条（チケット代金支払い）**

1. お客様は、各協会公認販売チャンネルが指定する支払方法によりチケット代金をお支払いください。
2. チケットの発行方法、代金の支払方法等によっては、手数料その他費用が発生する場合があります。

## **第7条（チケットIDの付与と通知）**

1. チケットは電子形式のチケットIDまたは紙チケットとしてお客様に通知または付与されます。
2. 協会の公式チケットサイトを通じて購入されたチケットについては、チケットIDがお客様の登録済みアカウントに付与されるとともに、電子メールでお客様に通知されます。
3. 企業等が協会の直接販売により購入したチケットについては、協会と当該チケットの購入先との契約に基づいて、購入先にチケットIDが付与されます。
4. 販売事業者およびその指定する販売チャンネルを通じて購入されたチケットについては、販売事業者およびその指定する販売チャンネルからお客様に通知された方法でチケットIDが付与されます。
5. チケットIDまたは紙チケットはいかなる場合（紛失、破棄、盗難、破損、持ち忘れ等）でも再発行はしません。破損したチケットでは博覧会会場へ入場等ができないことがあります。この場合、協会は、チケット代金の払戻しまたは他のチケットへの交換は行いません。

## **第8条（チケットIDの偽造等）**

1. 盗難、偽造等により不正なチケットIDの使用を試みた場合、協会は、不正なチケットIDを無効とするほか、お客様に付与されている他の正規のチケットIDも無効とします。

## **第9条（本人確認、年齢確認等）**

1. 協会は、すべてのお客様に対して、博覧会会場への入場前または博覧会会場滞在中、本人確認のために身分証明書の提示を求めることができます。
2. 年齢要件が設定されているチケットまたは無料チケットで博覧会会場へ入場しようとするお客様は、必要に応じて、身分証明書で年齢要件に該当することを証明していただく場合があります。年齢要件の該当性について証明ができない場合、当該チケットでの博覧会会場への入場を許可しないことがあります。
3. 特別割引券所有者は、必要に応じて、特別割引の適用対象者であることを証明する手帳等を提示していただく場合がありますので、手帳等を所持・持参してください。対象者であることの該当性について証明ができない場合、当該チケットでの博覧会会場への入場を許可しないことがあります。

4. 複数回入場パスを使用するお客様は、協会に対し、認証のための本人の顔画像を提示してもらう必要があります。複数回入場パスの使用時にお客様の顔画像提示により本人確認を行います。顔画像を提示されない場合には、お客様の博覧会会場への入場を許可しないことがあります。また、理由の如何を問わず、複数回入場パスに認証のための本人の顔画像を登録したお客様以外が使用することはできません。
5. 他人への成りすまし、名義の借用その他の方法により第三者がチケットを不正使用する場合には、協会は、不正使用者に対し博覧会会場への入場を許可せず、入場後に違反が判明した場合は、博覧会会場から退場をさせることがあります。
6. 協会は、本条第 2 項から第 5 項を理由に入場を許可されなかったお客様に対し、チケット代金の払戻しを行いません。

## 第 10 条（中止・変更）

1. 協会は、次のいずれかの事由が生じた場合には、博覧会の全部または一部を一定期間中止、または開催期間を変更することがあります。また、期間中においても運営時間を変更し、開催される特定イベントを中止または時間変更をすることがあります。
  - (1) 天災地変、戦争、テロ、火災、感染症のまん延その他不可抗力により博覧会の運営が困難になったとき
  - (2) 行政庁からの中止の要請その他の行政指導、停電（計画停電を含みます。）、交通機関の運休、その他協会の責に帰さない事由により博覧会の運営が困難になったとき
  - (3) 協会が博覧会の運営が困難であると判断したとき
2. 協会は、前項に該当し、お客様が入場できなくなった場合も、チケット代金の払戻しを行いません。ただし、協会の責めに帰すべき事由による中止の場合は、払戻しを行うことがあります。
3. 協会は、前各項によりお客様に損害が発生した場合もその賠償行わないものとします。
4. 博覧会が一定期間中止または開催期間が変更された場合には、お客様は、本規約第 11 条第 3 項に規定する来場日時予約の変更を行ってください。

## 第 11 条（来場日時予約）

1. 博覧会会場へ入場するためには、公式チケットサイトにおいて、来場日時予約が必要です。来場日時予約を行っていないお客様は、博覧会会場へ入場できない場合があります。
2. 空き状況により来場日時予約ができない場合があります。空き状況は公式チケットサイトに表示されます。
3. お客様は、空き枠がある限り、3 回を上限に来場日時予約を変更することができます。なお、協会が別に定める GREEN×EXPO 2027 団体チケット規約の適用を受けるお客様には、本項は適用しません。
4. お客様は、前項の規定に定める 3 回目の来場日時予約変更を行った日に来場できなくなった場合であっても、来場当日の 0 時以降、空き枠があれば、当日入場予約を利用することができます。ただし、当日入場予約をしたうえで来場されなかった場合は、そのチケットは無効となり、その後の予約、入場はできなくなります。なお、協会が別に定める GREEN×EXPO 2027 団体チケット規約の適用を受けるお客様には、本項は適用しません。
5. 前第 3 項および第 4 項による予約の変更は、チケットのみが対象です。お客様が他に予約したシャトルバスや駐車場サービスはそれぞれの定める方法で予約の変更を行ってください。
6. 通期パスをお持ちの方は、最大同時に 4 日まで来場日時予約をすることが可能です。
7. 夏パスをお持ちの方は、最大同時に 3 日まで来場日時予約をすることが可能です。
8. 博覧会の開場時間は 9 時 30 分から 21 時 30 分です。博覧会会場への最終入場時間は 21 時とします。最終入場時間を過ぎた場合、チケットの種類にかかわらず、博覧会会場へ入場することはできません。

## 第 12 条（会場への持込禁止物品、会場内での禁止行為等）

1. 協会は、博覧会会場の秩序の維持および安全対策のため、博覧会会場内への持込禁止物品および博覧会会場内での禁止行為等（以下「会場内禁止行為等」といいます。）を設けています。
2. お客様の所持品・行為が会場内禁止行為等に該当する場合には、協会は、お客様に対し、博覧会会場への入場を許可せず、また、入場後に違反が判明した場合は、博覧会会場から退場をさせることがあります。
3. お客様による会場内禁止行為等の危険性・重大性によっては、協会は、お客様に対し、今後の博覧会会場への入場を制限することがあります。
4. お客様が次のいずれかに該当する場合には、協会は、お客様に対し、博覧会会場への入場を許可せず、また、入場後に違反が判明した場合は、博覧会会場から退場をさせることができます。
  - （1）暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力関係者（以下「暴力団等」といいます。）
  - （2）暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体の構成員
  - （3）暴力団等に該当するものが役員となっている法人の構成員
5. 協会は、第2項から第4項を理由に対応を求めたお客様に対し、チケット代金の払戻しを行いません。

### **第13条（個人情報の取得および利用）**

1. 協会は、協会の利用者向けプライバシーポリシー（<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>）に従って、お客様から提供された個人情報を取り扱います。なお同意いただけない場合は、チケットを購入・使用いただけません。
2. 販売事業者からチケットを購入したお客様およびそのチケットを譲渡されたお客様は、お客様が販売事業者に提供した個人情報について、協会のプライバシーポリシーに加え、販売事業者に個人情報の取扱いをご確認ください。

### **第14条（損害賠償等）**

1. お客様が本規約に違反し協会に損害等を与えた場合、協会は、お客様に対し、賠償等を請求することができます。
2. お客様が他のお客様その他第三者に損害等を与える等してトラブルが発生した場合、お客様と第三者との間で解決するものとし、協会は、当該トラブルに関与しません。
3. お客様による本規約違反に基づき協会がチケットIDを無効にしたことに伴い、お客様と第三者との間で紛争が発生した場合であっても、協会は、当該トラブルに関与しません。

### **第15条（準拠法等）**

1. 本規約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約は日本語で作成されています。協会は、本規約の他言語への翻訳を公式チケットサイトを通じてお客様に提供することがありますが、本規約の日本語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、日本語版が優先するものとします。

### **第16条（合意管轄）**

本規約に起因または関連し、お客様と協会との間で紛争が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第17条（本規約の変更）**

1. 次に掲げる場合には、協会は、本規約の変更をすることにより、変更後の本規約の条項について合意があったものとみなし、個別にお客様と合意をすることなく本規約の内容を変更することができます。
  - （1）本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
  - （2）本規約の変更が、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 協会は、変更後の本規約の施行の3日前までに施行時期を含め、ウェブサイトにて公表するものとします。ただし、緊急を要する場合は、事後の公表となることがあります。

#### 附 則

1. 本規約は、2026年3月19日より実施するものとします。